

区長報告第四号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和五年一月六日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和五年二月十三日

港区長 武井雅昭

記

令和三年六月十八日議決を得た工事請負契約（仮称）港区立神応いきいきプラザ等複合施設整備に伴う機械設備工事）の契約金額「二億千四百十五万四千五百五十円」を「二億千五百五十万五千五百五十円」に、工期「契約締結の日の翌日から令和五年一月二十日まで」を「契約締結の日の翌日から令和五年三月二十九日まで」に変更する。